

県北広域振興局長告示第5号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和3年3月30日

県北広域振興局長 高橋 進

特定施設入居者生活介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0373200492	株式会社結愛サービス公社	一戸町有料老人ホーム	二戸郡一戸町一戸字砂森60番地 1	令和3年4月15日